

第 28 回北海道道州制特別区域提案検討委員会 会議録

日 時： 平成 21 年 2 月 20 日（金） 13：00～

場 所： 札幌テレビ塔 2 階「あかしあ・はまなす」

出席者：

（委 員） 井上会長、五十嵐副会長、福士委員、山本委員

（事務局） 地域主権局 川城局長、出光局次長、渡辺参事、志田参事
経済部産業振興課 辻課長

○ 井上会長

では、早速でございますけれども、第 28 回道州制特区提案検討委員会を開催させていただきたいと思っております。

これまでの経緯を含めてでございますけれども、本委員会では当面の目標というものを 3 月末に第 4 回目の答申を知事に出すというようなことを目標にしております。実は、それに向けての審議は、昨年 9 月 25 日開催の第 23 回委員会からこれまで審議を尽くしてきているということでもあります。

毎回申し上げておりますように子細なこれまでの経緯というのは若干省略させていただきます。今日までの議論の経過というのは、お手元に配布されております資料 1 をご覧いただければおおよそのところはご見当がつくのではないかというふうに思っております。

現在のところ、ここにありますように 16 件に絞られた中で、一応第 4 回答申に向けてさらに検討していくというふうになっているのが 4、これは未議論となっている意見として書いてあるものであります。

また本棚に一旦戻すということを決めたものが、3 件というふうになっておりまして、方向性が決まっているのが計 7 件ということになります。

しかし、それ以外の、ここで審議を十分にすべきこととして残っているものが 9 件ということでもあります。

本日の審議の内容でございますけれども、若干いろいろ、あちらにいたりこちらにいたりしますので、若干の整理をさせていただきたいと思っております。

まず資料 1、ご覧いただいているものには記載されておられませんけれども、既にこの委員会で継続検討扱いというふうにしてしているもの。これは一昨年秋でございますけれども、プラチナウィークというものを覚えておられるかどうかわかりませんが、この件であります。道民の意識調査の結果が出てきております。これは先生方に既に報告がいつていると思っております。その件について少しご意見等々を必要に応じていただくということにしたいと思っております。

その次に 2 番目になります。資料 1 の下のほうに「参考・庁内提案」というものがあります。これは 26 回の時期に 2 件合わせて議論をした特区提案と議論をしたところござい

ますけれども、今日 28 回に意見をいただくということで質疑をしたいと思っております。

それから今度は、資料 1 の太字のものうち、本棚か答申かということの方向性が決まっていないうものについて議論をしたいと思っております。それにつきましては、今日上段の 28 回のところに○というかたちであがっているもの。それについて検討をしたいと思っております。

さらに◎、網かけの太字で◎になっているものが 2 件ございます。これは一応答申に盛り込むということで方向性をきちんといただいているものです。これについて整理案が出てまいりましたので、これを検討していただくというふうにしたいと思っております。

一応審議をテキパキと進めさせていただきたいと思いますが、みなさん方には既にお願いがいっているかと思えますけれども、若干普通の会とは違って 4 時ぐらいまでを目処にということとさせていただきたいと思っております。早く終わる分においては、そのようにして早く終わりたいと思えます。

ただ、この資料 1 の中で未定になっているものについてはさらにありまして、カジノの問題とか、あるいは No69. 自由貿易地域指定ということ、さらに空港というものも第 1 表に載せております。これらについては、まだ動きが見定められておられないということで、最後に時間があれば少しご意見をいただくということにしたいというふうにして思っております。

それでは、早速でございますけれども、2 の議事(1)ということで分野別審議についてというところに入っていききたいというふうに思えます。

先程申し上げましたように表には、資料 1 には記載されておられませんけれども、プラチナウィークの道民意識調査の結果等をふまえてご意見等々をいただきたいと思えます。

まず事務局からご報告をいただきたいと思えます。

○ 地域主権局 渡辺参事

よろしくお願ひします。

まず資料 4 として関連資料があります。その 1 ページ目をお開きください。

まず思い出していただくということでプラチナウィークの設定の提案の内容ということでございます。

そのポイントのところにありますけれども、道民の余暇の充実と道内観光の振興、地域イベントの活性化などのために既存の祝日をずらして、秋のゴールデンウィークを仮にプラチナウィークと呼んでいきますけれども、それを設定するという内容でございます。

これにつきましては、先程会長からもありましたけれども、道民意識調査をやって道民の方々がそれに対してどのような考え方をお持ちになっているのかというのを調べてみるということで行った結果です。1 月に事務局で行いました。

2 ページでございます。真ん中辺に「全体」というのがございます。これがプラチナウィークに対し賛成ということでございます。賛成と答えられた方が 35.3%、反対と答えら

れた方の割合が36.6%。どちらともいえないという方が27.7%ということです。賛成・反対がほぼ拮抗という結果になりました。

それでは次にそれぞれの反対・賛成の理由でございます。5ページでございます。真ん中でございますけれども、賛成の理由ということでございます。賛成の理由としては、家族旅行など、個人生活が豊かなものになると答えられた方が賛成では一番多くて33.3%。次いで観光業、商業などが振興することで、北海道経済が活性化すると答えられた方が30.4%。現状では、有給休暇を取得するのは今の職場環境では難しいので、こういう連休をつくれれば休めるというふうに答えられた方が19.8%。北海道が本州などと違った独自性を発揮できるというのが15.3%ございました。

次に反対でございます。8ページをご覧ください。8ページの真ん中でございます。「全体」というところでございます。反対の理由としましては、意味のある祝日を変更すべきではないというのが最も多くて52.1%ということで、半分以上の方がこのように考えておられるということでございます。これに続きまして公共機関の休みが続くと不便になったり仕事が減ったりするというのが18.3%。本州と違う休日を設定することで、仕事上の支障が出るというのが13.7%。有給休暇の取得の奨励など大型連休をつくる以前にやるべきことがあるのではないかとというのが6.8%という順でございました。

以上がプラチナウィークの設定についての道民意識調査の結果でございます。

以上でございます。

○ 井上会長

ありがとうございました。

ただ今道民意識調査の結果について、テーマは北海道の秋の大型連休、プラチナウィークについてということでございます。これらの件、報告についてご意見・ご質問があればいただきたいと思っております。いかがでございましょうか。

賛成・反対相半ば、拮抗しているということで報告にあった通りであります。この委員会の中では賛成・反対があっても、どちらかというご意見として、提案としてあがってきているものについてはなるべくあげていこうというようなスタンスでいるわけでございます。非常に道民生活に直結するというので道民意識調査に載せるかたちになりました。

このようなかたちではっきりと賛否相半ばしているということ。厳密にいうと反対であるというのが僅かですが上回っているというようなことであります。これは当面の第4回答申に織り込むというようなところで我われが動くというよりは、むしろ一旦他の案件と同様に本棚に戻しておくというようなかたちで、もう少し状況を見極めながら必要に応じて本棚から出してやっていくというふうにしたらと思っております。先生方のご意見等々をいただいた上で、第4回というのは、あと1回しかありませんので非常に厳しいということ。これは意識的にずらしたわけでもなんでもなくて、この時期にしか発表がなかったということでもあります。第4回の日程的な部分からも一応本棚に戻す、先送りというかた

ちで対応したいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

ありがとうございます。

私どもが本棚に戻すというのは棄却するというようなことでとらえておりませんので、その点は参加されているみなさん方にご理解いただけるものだと思っております。

では、次のところであります。先程も報告いたしましたけれども、前々回の時でしたか赤レンガ庁舎でやったときの会議で出ていたもの、経済部からの庁内提案というものが2件あります。この点につきましては、いくつかの意見が出ていましたので、それらをふまえてできるだけ第4回答申に盛り込められるようなかたちで再整理していただきたいというようなことが宿題だったと思います。それらをふまえてご意見等、ご報告いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○ 産業振興課 辻課長

産業振興課長の辻でございます。よろしくお願いいたします。

第26回に提案させていただきました健康産業に関する2つの提案についてご指摘された質問に対して回答ということでまとめさせていただきました。ご報告させていただきます。

まず健康食品の関係でございます。資料5-1を見ていただければと思います。

ご質問につきましては3つございまして、安全性確保に向けた審査体制・審査基準に関する資料ということで、実際に安全性、そういう審査体制がおろそかになるのではないかとというご指摘です。

資料5-1の3ページでございます。審査体制・審査基準がどのようになるのかということです。審査体制につきましては、国の体制をほぼ準用するようなかたちで北海道版をつくるという考え方です。

審査基準につきましては、特に道内で主産地である農水産物ということで食経験があるということが重要なのではないかとというふうに考えております。

特に理科系大学、ヒト介入試験を倫理委員会でやっております。そのあたりでもきちんと有用性が確認されている。さらには注意喚起を含めた表示、こういったものをきちんと遵守できる。そういうことが可能なものということで基準を設けさせていただいております。

次に4ページでございます。もう1つの質問です。それでは、安全性確保に向けたその責任の問題、ちゃんと道庁の中でできるのかということでございます。安全性につきましては、これまで私ども各部の連携体制で基本的には健康増進法、食品衛生法、薬事法、こうした部門につきましては保健福祉部が所管しております。また消費者をだますだとか、そういったことがないのかとか、偽装表示などが昨今問題になっております。そういった部門については、各行政官庁が所管してございます。

これまでも同様、食品業界の指導、そういったものにつきましては私ども経済部がやっているというところで、安全性につきましてはそういう体制はそのまま確保できるというふうに考えてございます。

特に今回ポイントとなりますのは有用性、さっぱり効き目がないのではないかと、そういったご指摘に対して昨今問題になっている部分がございます。こういったところにつきましては業界指導、関係する企業、こういったものの表示許可の取り消し、そういった問題につきましては経済部が窓口になって責任をもって対応したいというふうに考えてございます。

5 ページ目でございます。これは実際にこういった表示基準を設けることによって本当に消費者からのニーズに対応できるのかということでございます。

裏を返しますと、この程度で一気に健康食品の課題という問題が解決できるのかということでございますけれども、この実施者がシンク・タンクのほうでやった結果でございますけれども、80%程度の方は健康食品の利用経験があるというようなお答えがあります。さらには、この調査内容の一番下のほうに「不具合・不満」というところがあります。第2に「期待した効果なし」40%とあります。

要するに消費されている方々は、実際にどういう効き目があるかということについては理解せずに健康食品ということで購入されている場合も多い。というのは、表示ができない。表示ができるのは特保というものに限定されておりまして、こういった効果があるかが説明できないということに問題があるということでございます。

ということで私どもとしては、健康食品の中でPOP なりそういう形で表示ができる、説明ができるという形をきちんと認証した上で表示していきたい、説明していきたいというふうに考えているところでございます。

あとは参考資料でございまして、7 ページには今の特保の試験でございますと一般的に数億円の費用がかかるということで、特保ということは事実上北海道の企業の中ではなかなか難しいというところがございます。

引き続き資料 5-2 に入らせていただきます。

○ 井上会長

その前に資料 5-1 の最初のページについて説明をしていただけますか。

○ 産業振興課 辻課長

それでは前回に出ささせていただいた資料ですけれども、確認ということで北海道独自に健康食品に対して表示をしていきたいという考え方でございます。

この「目指すすがた」のところのポイントになりますけれども、有用性情報を店頭表示する。シールを貼るとかそういうことではなくて、有用性情報を店頭に表示する。今まで、店頭には表示できないという状況になってございます。

それで、有用性情報の中身はどういったものかというところで、下の枠で囲ってある内容でございますけれども、北海道が主産地となっている農水産物やそれらを原料とした道内製造製品について、臨床試験等において科学的根拠が認められた情報というかたちに記載したいと考えてございます。

資料5-1は、そのようなことでございます。

それでは、資料5-2につきましては、地域における理学療法士・作業療法士の業務領域の拡大です。ここも実際には理学療法士・作業療法士の業務領域の特例を認めまして、地域における健康づくりサービスの担い手づくりを多くつくっていきたいというふうに考えてございます。

特に課題のほうにもあげられておりますけれども、過疎地域では中・高齢層の予防的な健康づくりのトレーニングが、なかなかできないといった環境にございます。ただ公共施設、公共の温泉だとか公民館、公共で持っているいろいろな施設、そういったものもございまして、それを組み合わせることによってサービス産業として健康サービスができないか、成り立つものはできないかというものを検討したものでございます。

これにつきましても4点程ご指摘をいただいております、これについて3ページから回答を出させていただいております。

まず理学療法士・作業療法士、本当に利用者にはニーズがあるのか、メリットがあるのかというところでございます。基本的に理学療法士・作業療法士、こうした人たちのスキルを活かして地域で何かできないかということなのですが、実際には、法律上は作業療法士・理学療法士は医師の指導のもとに仕事ができるというかたちになっております。

ところがスキルということでは、いろいろな健康づくりに対してのスキルを持っているということ。利用者のニーズ・メリットにもございますように理学療法士というのは、たとえば転倒予防では回答のあった3分の2の市町村で必要とされている。

それから、今後は介護予防などでも非常に活躍の場がある。場合によってはフィットネスセンターの代替的なことも持てる。さらに昨今ヘルスツーリズム等が提唱されておりますけれども、そういったところの指導といったこと。そういう健康づくりの指導の担い手にもなれるといった可能性を期待しているところでございます。

4 ページは、その裏付けとなるデータでございます。最後の○印でございますけれども、東京厚生年金病院の実例でも実際に高齢者向けの転倒予防教室を開設したら、料金は7万8千円という高い料金、東京都というところもございますけれども、実際に利用者が負担して参加しているというケースもございます。

5 ページ目が、特に業務がビジネスとして成り立つのかというところでございます。確かにこのところは、ご指摘にもありましたように実際に本当にマーケットがそこまであるのかというところでございます。これも資質、今特に健康づくりということにつきましては、非常に消費者の関心が高いということで、実際に単純に薬を飲むだとか食品で解決できるものだけではなくて健康づくりサービス、運動といったものへの指導が重要になっ

てきているということ。

6 ページでございますけれども、業務のビジネスモデルイメージというかたちになりますけれども、理学療法士・作業療法士のイメージから考えたビジネスモデルというふうに考えております。そのようなイメージで考えていただければと思うのですけれども、リハビリテーションセンターだとか病院、あとは訪問看護ステーション、こういったところでの勤務、合わせまして公共施設と連携したサービス、こういったものが組み合わさって1つのビジネスになる。昨今ソーシャルビジネスという言葉も検討されておりますけれども、そうしたものの1つのモデルにならない。こうしたモデルにつきましては、道としても来年度から官民共同型で地域サービスを目指そうといった取り組みを検討しております、そういう流れにのせていきたいというふうに考えてございます。

7 ページでございます。今実際に理学療法士・作業療法士が札幌圏に集中しているけれども、この特区でそれが解消されるのかというご指摘でございます。

実際には、こうした人たちが地方でも勤務するニーズは十分ある。ただ、そのマーケットがなかなか揃わないためにサービスとして成り立たないということで、住民の地域づくり活動と一部の公共施設の活用といったものと複合させることによって地域にも張り付いていく。実際に札幌のほうは、かなり飽和状態になってきているというのが現状だということでございます。

それでは、開業権というものの考え方はどうなのだというご指摘でございます。

これにつきましては、今回はあくまでも健康づくりということに着眼しております、治療に該当する行為ではないということで、今回は開業をする法改正を求めるものではなくて健康づくりの担い手というところに着眼して特区の提案をしようとするという考え方でございます。

この特区の担い手確保のイメージといたしまして、8 ページ目でございますように理学療法士・作業療法士の大学における特別の教育を行うことによって特区セラピスト、これは仮称でございますけれども、こういったかたちで一定の訓練を講ずることによって健康づくりというサービスの担い手にしていきたいというふうに考えているところでございます。

内容につきましては以上でございます。

○ 井上会長

ありがとうございました。

経済部庁内提案の2本についてそれぞれ説明をいただきました。ご意見・ご質問があればお出しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

では、福士先生。

○ 福士委員

実際に特保を取るというのは難しいという中で、北海道の特産品、農産物などでもこういうことに有用性がありますよということを店頭表示できるということであれば、地域の生産を応援するということになるので、非常にいい提案だと思うのです。

人の有用性といいますか、人の健康に関わるということもあるし、自分のものに対して表示したいというところがある。そういうところでこの提案が出たのは、公平に扱っていかねばいけないということになると非常に難しい。負担が大きくなるかなという感じを持つわけですが、組織体制とか訴訟のリスクなどを考えると、そういったところで、コストに対してメリットはどうか。

それと、店頭表示ということで商品等の印刷等には含まれないということなので、そういうかたちでやってコストに見合うベネフィットというのはあるのだろうかというのが気になるころではありました。店頭表示について、逆に製品への表示はできないのでしょうか。

○ 産業振興課 辻課長

まず製品が道外へ流出して、そして道外で消費するというところがこの特区になじまないのではないかと、一番の解決策として有用性表示を店頭でできるというところに一番のポイントを、打開策を求めているというところがございます。

それと先程の試験、それから試験にかかるコスト、それに対する利益を考えるとパフォーマンスの問題だということも確かにございます。

その担保につきましては、今関係大学でも臨床研究開発機構等、そういった機能性食品の審査をきちんとできるような体制をつくろうという動きがございまして、そういったものにも呼応して対応できるようにしていきたい。

それと合わせまして特区をより大きな、特区よりも高いレベルの審査なりそういう効果が表れるものについては、やはり国の基準を上回ってやる安全性というのとはできないという認識がございまして、それよりもレベルの低いものというところが1つのねらいになると考えてございます

○ 福士委員

ただ、北海道の農産物などを応援するという観点からいくと、むしろこれを本州や日本全国で流通させたほうがよりいいようにも思われるのですけれども。それは何か道内に、店頭だけに限定するというのは何かあるのですか。

○ 産業振興課 辻課長

特区の性格という問題もございまして、基本的には審査したところが監視する体制というものも含めまして、道内でやっているものについては責任をとって対応できるか

たちになるということになると、道外に流出するということは道としての対応は困難と考
えております。

○ 井上会長

最終的に2つの質問が出ましたけれども、根っこのところは、こういったものを特区と
して認めたということになると、たとえば道側が負わなければいけないある部分の道の職
員なり、あるいはこのところに出てきている保健福祉部だとか環境生活部の人たちが何
人か新たにこの部分の業務に関わらなければいけない。あるいは、将来的に訴訟等々の
ものが起こってくればそこでもマンパワーというものが関わってくる可能性がある。そ
このところのコストの部分ということも含めた上でこれをやっていくことのベネフィットと
いうものはどの程度あるのですかというような答え。

あとは、道内だけでというのは、おおよそコントロールがきく、きかないというところ
はわからないわけではないけれども、実際に道内に限るということは、1番目の問題とも
関連するけれども、マーケットは極めて小さいのではないか。そうするとマンパワーをあ
る程度張り付けなければいけないということに見合うベネフィットというものがもっとも
っと小さくなってしまわないかというようなところだと思うのです。

ですから究極のところ、私はこの部分は、特段のことがなければ、2つありますけれ
ども、こちらの部分はあげていければいいのではないかと思うのですけれども。福士先生
も少し前向きな発言を冒頭でされましたけれども、この部分は、そもそも理学療法士・
作業療法士のところと同じようにそれだけのコストを道が負担するということに対して強
い民間からのニーズというのは現実に想定されるのでしょうか。

○ 産業振興課 辻課長

基本的には、民間からのニーズは非常に高いと思っております。

実際問題として、北海道で売れるということは、いわゆる地産地消というかたちになる
と思えますけれども、北海道で信頼されるということが道外にも信用されるというかたち
になります。ただその流通にあたっては、その表示はできない。これは法的な制約、ある
いは特区制度の制約、そういったものがあります。

北海道がモデル地域になって、北海道で売れるようになって、そして道外の信用を集め
るという2つの段階を考えております。制度上道外では、北海道が認証したものがこれだ
よという話はできないということです。

○ 井上会長

要するに、たとえば東京の人や大阪の人が北海道のどこかの薬局みたいな、ドラッグス
トアに行って、店頭表示がしてあったのでこれを買ってみた。この人は道内で消費するわ
けではなくて、要するに道外に持って帰ってやるわけです。そういうふうになってしまえ

ば結局、そのコントロールがきく、きかないというふうに言われているけれども、どんどんザル受けになるのではないのでしょうか。

○ 産業振興課 辻課長

可能性としてはそういう部分はあると思います。

ただ制度的な問題というのがありますので、そこは一つひとつクリアしていかなければ駄目だと考えています。

まずは北海道で売ることができるかどうか。そしてそれをみんなに消費してもらって、道外に持って行ってもらっても、それは聞いたということで持って行くのはいいのですけれども、私どもの提案したところは、北海道で認証したものは国内全体でもいいものだよというわけにはいかないという制度が前提にあるのです。

○ 山本委員

基本のご説明いただいた2つはいいことだと思うのであげていきたいという前提で質問を加えます。

北海道道州制特区で認められた非常に有用な機能性食品、健康食品ですとか、言い方はあるのでしょうけれども、ということで全国的に流通することができないということなののでしょうか。

○ 産業振興課 辻課長

そういうふうになると思います。

ただし、そういう売り方にはできないですけれども、そういうロコミにはなっていくということだと思います。

その辺、歯切れが悪くて申し訳ないのですが、まずは北海道のモデルをとということです。

北海道で認めた商品が全国でも売れているよという流れになれば良いと思っています。

○ 五十嵐委員

この一般食品の中に括ってあるのは、外に出た際に、有用であるということは問題ないのだけれども、もしかして被害があった場合には、それは一般食品なので、パッケージには但し書きがあり、道外では責任が発生しない、という、歯切れが悪いのはよくわかりました。

もしそれが発生した場合には、責任は負えないものの範疇だということですね。

○ 産業振興課 辻課長

安全性については、基本的には第三者検証機関という表示を遵守するという考え方なので、国の基準ということです。

○ 五十嵐委員

そもそもちゃんと基準に則ったものであると。最悪の場合を考えて、いろいろなことを考えるのですけれども、コストがかかるということは承知の上だということですね。

○ 福士委員

単純な質問で申し訳ないのですけれども、店頭表記、こういう生産物を生産する方が自分の生産過程で印刷というのはできると思うのです。ところが店頭表示の意味は、おそらく店頭で売っているところに表示するという意味だと思うのです。これは、たとえば店に頼まなければいけないですよ。うちではそうすることはしませんよとか、いちいち頼むという話になりませんか。どうなのでしょう。

○ 産業振興課 辻課長

基本的には、売り方は全部セットで、そういうかたちをとるということです。基本的には商品に書いておけば一番楽なことを表示にしておかなければならない。それはなぜ商品に書けないかという、道外に流通したらという話で、制度上の制約があるということです。

○ 福士委員

それは、おそらく道州制特区だからといって、そういう制約自体はないと思うのです。要するに北海道でそういう表示ができる。それが北海道内でできるということですね。北海道内の生産者に対して。

ただそれが北海道内に流通するのは道州制特区の範囲内ですよということにはならないと思うのです。

○ 五十嵐委員

行きにくいものがある、まずはここで制度化してやってみたいというところかなと。

○ 福士委員

そういう提案であるということはわかるのですけれども、特区なのだから表示までできるのではないですかということなのですから。

○ 地域主権局 川城局長

大事なことなので本来そこを詰めておけばよかったのですけれども、表示ができるかできないかで随分と商品のマーケティングも違ってきますので。

○ 地域主権局 渡辺参事

お医者さんなども、北海道独自で医師の資格を作った時に、その人が青森に行って開業できるかというところと結びつくような感じがしますが。

○ 山本委員

ちょっとカテゴリーが違いますよね。ランクが違いますけれども、意味としてはすごく説明はわかりやすいのですけれども。

規制を外していくために特区制度を活用していきたいから、もう一步踏み込んだほうがいいのではないかとということですよね。せっかくなのでそうしたほうがあげやすいだろうという。

○ 五十嵐委員

あげやすいのと受け取っていただければわかりやすいかと、両方あると思いますね。

○ 山本委員

もちろんそうです。

目指すすがたに、もう少しビジョンなりが書いてあると、そちらに向けて議論できるのですけれども。

○ 地域主権局 川城局長

そちらの範囲では、我われの特区の守備範囲とは、接点に入っていますので、すみません大事なところですのでもう1回詰めたと思います。

○ 井上会長

そこは詰めていただけますか。

○ 産業振興課 辻課長

将来的には、本当に委員のみなさんのご指摘の通りで、そういう先を見てやっているところなのです。

○ 井上会長

おっしゃっていることはわかるのだけれども、たぶん違うと思います。

違うと思うというのは、小出しにしていって、どんどん情報ではなくて、バーンとぶつけても、10ぶつけてもだいたい3ぐらいしか返ってこないのですから。これはきちんと論点を整理して、道州制特区というものの提案で正面突破することを考えたほうがいいですよ。これは、おっしゃっていることの原点は、私は非常に賛成なのです。経済をやっている

る人間だからというわけではなくて、やはり北海道の場合というのは、特に札幌以外のところの地域経済というのはどんどん疲弊してきてしまう。そして先程おっしゃったように地産地消という問題があるわけです。たとえばタマネギの問題だとか、あるいは行者ニンニク、あるいは鮭の皮の裏のコラーゲンだとか、ガゴメ昆布の問題だとか、ああいったものでいくつかの大学の先生たちが非常に効果があるというふうに唱っておられるような健康食品というのはたくさん出てきている。それがなかなか大きく売れるというところまでいかないのが非常に地団太を踏んでおられる。そういったところをサポートするという意味では、ここに出てきている提案というのは非常にいいのだと思うのです。

ですから、若干道州制特区との接点の部分というのは、ちょっとあれさせていただいて、それはそんなに時間はかからないと思うのです。

○ 地域主権局 川城局長

こちらの守備範囲でございます。

○ 井上会長

そこで詰めていただけませんか

これは、基本的に前向きにいくということで、若干年度末にバタバタするようなことがあるかもしれませんが、そのところは地域主権局で詰めてください。

これは駄目だといっている話ではなくて、これはこれで考えたけれどもどうしようもないという話なのかもしれないけれども、特区提案というのはこれ以外にもたくさんあって、いろいろなものの中でいろいろなかたちでまとまっていくわけです。それは主管部局のところのご意見を参考にされてやっていく。

それで問題は、あと1つ残っている理学療法士・作業療法士。先生方の意見も出てくると思うのですが、これもやりたいということであるのかもしれないけれども、こういった職業に就いておられる方、あるいはこういった方を必要とされている各地方の住民の方々、そのところには根強いニーズがあると思われま。

○ 産業振興課 辻課長

今回作業療法士会、理学療法士会、両方にご意見を伺っております。これまでも大学を通してお話を伺っていたのですけれども、実際に現場に行ってお伺いしました。

やはり、このような形でお墨付きといいますか、そのような突破法ができれば是非お願いしたいという話をいただいています。

それと合わせまして実施基準のことは理学療法士、作業療法士がいないというところに対して、非常に現実的につくられているという話がございます。

ただ、実際には道の提案ということがございまして、それと複合したビジネスという考え方があるというところで、これは両療法士から提案させていただいているものです。

○ 井上会長

ご意見を頂戴したいと思います。

○ 福士委員

こういうのができれば、また非常にいいのですが。

本来は市場でこういうものの需要があれば、市場を通じてそういうところができるのかなと思うのですが、ただそれが制度的なものでできていないというふうには、この提案を拝見する限りではそれほどピンとこないのです。

実際、お医者さんのように都会に集中していて、医師の指導がないとできないということですから、ただご提案としては医師の指導なくして、そういう名前を使って必要であれば開業できるようにしたいという、そういうご提案だというふうに、その辺がもうひとつ、その点を伺いたと思います。

○ 井上会長

これは、この新旧対照表というのがわかりやすいだろうと思うのです。

要するに、特区提案で何をどう変えなければいけないのかという、ここの説明、これは事務局でつくられたのですか。

○ 五十嵐委員

私が解説というわけではないのですが、前回のものを少し整理していただいて、PT・OTが行う業務は限定なのですが、限定されていたのをその名前を使ってビジネスをすることができる。前回は、名前を使わなければならないことを、名前を使ってもいいように特区で申請するということでした。しかもそれは、今まで医師がやっていたことをPT・OTがするという業務に、そちらのほうの拡大ではなく、民間のほうに拡大するので他の医療業務の範囲には係らないということです。私が前回提案したものとは逆の方向に行っているのですが、これは医師会からの反対もないわけですね。

○ 産業振興課 辻課長

結果的に先程と同じなのですが、うまく収めようとしていると思われるかもしれませんが、結果的にはそういう業界と軋轢がないかたちの提案になっています。

○ 地域主権局 川城局長

でも、これまでは障害のある方に対する治療ということだったので、そうではなくて健常者に対する予防とか健康増進という別なフィールドで活躍してほしいということですね。

○ 山本委員

賛成意見なのですがけれども、今の案件等ができ始めているといいますか、結構できて点在しつつあるところだと思うのです。

それと洞爺湖サミットの前後にもこういった議論はあったと記憶しています。環境・観光・健康みたいな、これから北海道が目指していく大きなテーマに沿うかたちで後押しをしていくということは、民間が当然マーケットをつくることなのですが、後押しをするということはとても私は大事なことだと思うので、いい面を見ていきたいなというふうに思います。

○ 井上会長

ありがとうございます。

他にどうですか。

○ 五十嵐委員

こういうものが出たと同時に、そういう動きが地域にあるのだという動きをつくっていかないと説得力がないですね。机上ではなくて本当にそういう動きがあるのだということも是非その会の方たちと話を進めていただきたいと思います。

○ 産業振興課 辻課長

来年度の予算でモデルをつくることを検討してみたいと思います。

○ 地域主権局 川城局長

モデルとして我われが制度を並行してやれたら十分ありうるやり方です。

○ 井上会長

特区のところの担い手の確保とかは、これは非常にもっともな話なのです。では、大学における extraeducation とはいったい何をどういうふうにどれぐらいの期間で何時間やるのか。そうすると何がどういようなかたちで事柄が、目標が達成できるのか。そのようなどころというのは、やはり詰めの問題として残ると思います。

○ 産業振興課 辻課長

一応、できるようにつくってはいます。ただ出していくということではなくて関係部と連携して、それから大学とも相談していきます。

○ 井上会長

これで経済部からあげていただいた2本が一応、最後のところまで残っていきますので、これから年度末ですけれども、次回は17日ですか、一層論点を整理して磨きをかけてあげてください。

そういうことで最終的に答申に盛り込む、少なくとも今の段階では方向ということで有力候補というかたちで残していただいて、最終的な審議というのは、少なくともあと1回やりますので、そのときに少し洗練された内容になっていることを期待したいと思います。よろしいですか。

では、次に残っている○印のところに行きたいのです。最初に、地域医療関係ということで議論をいただきたいというふうに思います。事務局から、上のほうからいくと保健師・助産師・看護師の養成施設の基準の設置等のところから始まって4本ぐらいあります。そここのところのご説明をお願いいたします。

○ 地域主権局 渡辺参事

では、地域医療の関係をまとめて説明させていただきます。

まず資料4、15ページになります。保健師・助産師・看護師の養成施設の基準の設定等ということです。これは、要は養成施設の基準の設定の権限を知事が移譲を受けるということと、養成施設の指定・監督についての権限を、これからは知事の要請を受けるとか移譲を受けるという中身の提案でございます。

前回もひと通り説明させていただいておりますので、簡単に説明させていただきます。保健師・助産師・看護師につきましては15ページにございます通り、保健師・助産師・看護師法に基づいて養成施設、文部科学省令、厚生労働省令で定める基準に適合していったら、厚生労働大臣が指定した養成所というものを卒業した者が国家試験を受ける資格を得るという仕組みになっています。

施設の基準についても15ページの下から16ページにありますように、様々な基準が定められているということでございます。

今経済部のお話もありましたけれども、21ページになりますけれども理学療法士・作業療法士につきましても看護師等と同じように厚生労働大臣が指定した養成施設において必要な技能を習得して、初めて国家試験を受けてその資格をもらうことができるということになっているということでございます。

この養成施設の、特に基準の関係の権限を知事に移譲するという点に関しては、看護師協会について指定基準の緩和というのは反対だというお話が前回、第25回の提案検討委員会でございました。この養成施設に関しては、この提案の目的というのは基準緩和ですとか定員を増やすことによってこうした職種の方々を北海道において増やそうという主旨が入っているということだと思います。医師とは異なりこうした資格の養成施設につきましては、現状において養成者の数が国によって何らかの制約を受けているということは特

にございません。現実としては、少子化ということがあって入学者が減少しているという現状もございまして、設定基準を緩和したり定員を増やしたからといって必ずしもこうした職種の方々が増えるというものではないというふうに考えられます。

次に類似でございます。33 ページをご覧ください。今お話ししたのは専門学校、専修学校の看護師等の養成施設ですけれども、今度は大学、医療関係の関係学部のお話でございます。

33 ページをご覧くださいますと、現在道内の公立・私立大学におきます医療関係学部というのは、33 ページにありますように公立大学が3つ、私立大学が5つということでございます。

34 ページになりますけれども、この医療関係学部の定員を増やす場合の手続きでございます。収容定員につきましては学則に記載するという事になっていまして、その学則の変更につきましては公立大学については、文部科学大臣への届出、私立大学については文部科学大臣の認可ということが必要になっていまして。

それで、第1回の道州制特区の提案として国にあげて認められました札幌医科大学の医学部の定員の届出に関しましては、結果として文部科学大臣への届出は札幌医科大学については不要ということになりました。これにつきましては、国が閣議決定で医学部の定員を抑制していたということで、地域医療が危機的な状況の中で医師を知事の判断で増やせるようにしようということで医師の増員ということを目的に提案して認められたところでございます。先程お話ししましたけれども、医師以外の医療関係学部の大学の定員に関しましては、先程の養成施設と同じように、特に制約があるというものではございません。また仮に知事が公立大学と私立大学の定員に関しての学則変更の届出を受けるということになった場合に、日頃北海道の大学の教育内容とか経営といったことに対して何ら業務として関わりを持っていない中でそのような届出の変更を受けることになったとしても、それを判断する能力というのは、現実的には持っていないということでございます。

特に私学の場合につきましては、今私学助成という国の補助金とセットになっている部分もございまして、その部分と切り離して定員の部分だけ知事が認可するというようなかたちになってはあまり意味のない話なのかなというふうに考えております。

次に介護福祉士等の業務拡大ということでございます。ページでいくと39 ページをご覧ください。

この提案は、在宅での介護を支えるために介護福祉士が痰の吸引ですとか経管栄養といった医療行為をできるようにしてはどうかという提案でございます。

資料39ページの四角の中でございます。平成17年3月24日医政発第0324006番というのがあります。医政局長通知です。これで痰の吸引については、家族以外の者による実施というのは、一定の条件のもとではやむをえないものとして認められているということになっていまして、痰の吸引については家族の負担を軽減するために文書で契約を結ぶかたちで介護福祉士の方なども行うことができるようになっていまして。

一方、もうひとつの経管栄養については、こうした措置等取り扱いはされていませんので、現状におきましては介護福祉士の方はできないというふうになっています。

なぜこういう差があるかということですが、詳しいことはわかりませんが、痰の吸引と経管栄養の違いということでは、痰の吸引というのはいつ処置が必要になるかわからないということで24時間家族の負担はある。それに対して経管栄養というのは、それとはまた違ってそうした緊急性はないというような点に違いがあるのかなというふうに考えています。

資料40ページから41ページです。これは盲・聾・養護学校においては看護師がいるという条件のもとで痰の吸引も経管栄養も教師の方が行うことができるように、措置でできるようになっているということでございます。

以上が現状を説明したものでございます。

資料の37ページ・38ページに五十嵐委員から提案の考え方を整理されたペーパーをつくっていただいております。後程五十嵐さんから説明いただければと考えております。

次は、医療関係の最後になります。51ページをご覧ください。これは公立病院のオープン化に係る医師標準数の特例ということで、奈井江の公立病院の方、事務長さんに来ていただいているいろいろお話を伺いました。おさらいということでございますけれども、51ページの真ん中に開放病床というのがございます。

これは、病院のベッドの一部を病院以外の診療所のかかりつけ医の方に開放した病床のことで、いわゆる病診連携というものの具体的な取り組みの1つとして取り組まれているところでございます。

それで、このオープン化の医師標準数の関係について論点を次の52ページ以降で整理させていただきました。この資料に沿って論点のお話をさせていただきたいと考えております。

まず、この提案の主旨でございます。上の四角の中でございますが、病院の医師の数というのは医療法で定められた配置標準数というものを下回りますと、入院基本料が削減されると一定のペナルティーを課される仕組みになってございます。それで、この医師の配置標準数を算定するような算式を使って算定するのですが、この場合開放病床の患者というのは、その病院の入院患者としてみなされてカウントされるのですが、現実には診療を行うかかりつけ医はそこの医師の現員としてはカウントされないということです。このかかりつけ医の方についても、その病院の医師としてカウントできるようにしてほしいというのがこの提案の中身でございます。

52ページ中段に、今言いました医師標準数の算定式がございまして、※1というところがございます。算定式というのがございます。

これは精神病床と療養病床の入院患者数というのは、3分の1をかける。それで精神病床及び療養病床以外の入院患者数は1というふうに数えて計算していくわけです。その精神病床及び療養病床以外の入院患者というところに開放病床の患者さんも含まれますので、

開放病床についても1というふうにカウントされて医師の標準数が算出されるということになっています。

一方※2 になりますけれども、医師の現員というものについては、その病院に勤務している常勤か非常勤の医師ということになっておりまして、その病院の勤務医ではないかかりつけ医は医師の数として含まれていないということになります。

提案としては、そのかかりつけ医の方も病院の医師として数えられるようにしてほしいということでございます。それは、次の2番の「論点」というところになります。かかりつけ医は、病院との雇用契約がなく、独自に診療所というものを開設して診療行為に当たられているわけでございます。そのかかりつけ医の方が開放病床の患者さんを診た場合には、その診療所の方に診療報酬というかたちで報酬が支払われているということは、そのお医者さんは診療所のお医者さんということで数えられているということでございます。

これは、提案にあるように病院のお医者さんということでも数えるということであれば、その1人のお医者さんを2度カウントするのではないかという考え方、意見がございます。

一方で、そうはいつでも地域では医師不足という中で、地域ではいろいろな工夫をしながらこの病診連携ということを進めておられるという中で、道としてもこういう取り組みを進めていくべきなのだろうというふうに考えています。

現状の算定式は、仮にある病院で医師の数がギリギリの場合に、現状のままの算定式では開放病床を増やせば増やすほど入院患者数が増えていって、入院基本料カットなどのペナルティーがかかるということになって、病診連携というものを進めるという観点では今のカウントの仕方というのは問題があるのではないかという考え方も確かにございます。

そういうことで3番の対応方向案の2つ目の○印です。医師標準数の算定式、先程ご説明をしましたがけれども、その中で精神病床と療養病床について、これはお医者さんの手間がかからないという理由もあるのかもしれませんが、これ自体は3分の1ということで1とは数えない。3分の1としてカウントしていく。これと同様に開放病床についても、病院と診療所が共同で診ているということで、仮に2分の1ということで、1ではない数で、2分の1で参入して、それによって医師の標準数を算出するという仕組みを提案してはいかがというふうに考えているところでございます。

以上、医療に関してご説明させていただきました。

○ 井上会長

ありがとうございました。

事務局から地域医療関係ということで資料1に基づいて説明をいただきました。

これらの点につきまして、残る機会がほとんどありませんので、先生方から提案に盛り込む方向でさらに整理案のほうまでいくものとそうでないものと整理をしていただければというふうに思います。いかがでしょうか。

○ 五十嵐委員

開放病床の算定方法、医師を加えるのではなくてカウントしていた患者数を減らすということで整合性がとれるだろうということですね。

これはこれで奈井江の町立病院の事務長さんに来ていただきましたけれども、整合性がとれるということで了解はとれていますでしょうか。

○ 地域主権局 渡辺参事

奈井江町には事前にお話ししておまして、これで結構だというお返事をいただいております。

○ 井上会長

そのところに出てくる3分の1というのはもともとあるからいいのだけれども、かける2分の1というのはどういうアイディアなのか。

○ 地域主権局 渡辺参事

どの数字がいいかというのは確かにあるのですけれども、単純に2分の1と考えたのですけれども、これはたぶん提案したときに、少なくとも1というのはおかしいのではないのでしょうかということは成り立つのだと思います。それが2分の1なのか3分の1なのかでは、議論の余地はあると思います。

実態がどのようになっているのか、患者さんによっては、もしかしたら診療所との関わりが違うのかもしれない。

○ 井上会長

わかりました。

○ 福士委員

算式は、確かに費用からみてもあまり納得できないものであったので、そこを変えるところでやっていただければいいのではないかと思います。

ただ2分の1がいいのかということになると、そこはちょっとわからないところがあります。

○ 五十嵐委員

おそらくこれは療養病床、精神病床が3分の1というのは慢性的なものなので、それほど人手といいますか、お医者さんのマンパワーはかからないだろう。ただ開放病床に入ってくる方は、それなりにかかるのでという理屈もあるかなと。

あとは現場と議論していただきたいと思います。

○ 井上会長

ありがとうございました。

これは、先生方のご指示をいただければ提案ということで、さらに整理案ということで進めさせていただきたいと思います。その前に説明があった保健師・助産師・看護師の養成施設だとか、あるいは道が学校養成施設の指定・監督をできるようにとか、あるいは医療関係学部の定員増等々の問題というのは、道州制特区になじまないというわけではないけれども、たとえば看護職員の増加には必ずしもならないとか、札幌医科大学は別としてもほとんどの介護福祉士、その他養成するようなところというのは私立の大学で、そのところは結局文科省に対して認可を受ければ済むような問題なのだというようなところがあって、今回の提案にはなじまないというような論点の整理の仕方のように思えたのです。

そのあたりのところでご意見があればということが1つ。

これは、事務局の説明の中にもありましたけれども、介護福祉士の痰の除去の話、37ページでしょうか。それに限らないのだけれども、五十嵐メモというのが37・38にあって、ここに書かれてあることの主旨というのはどういうことでしょうか

○ 五十嵐委員

簡潔に主旨を申し上げます。

この介護福祉士の業務拡大については、要点は3点だと思っています。

1つは過疎地に限る。要するに看護師・医師が不足しているところに限定する。全くないわけではありませんけれども、手が十分届かないところに限ろう。

2つ目には、対象者を慢性的、日常的に必要な方に限る。急性の方たちとか重度の方たちは看護師の方にやっていただく。

3つ目には、きちんとした指導を受けていることということで条件をつけるということを念頭に置いて提案してはどうかと思ったところです。

ただ、こういう整理の仕方、先程の理学療法士とは逆のパターンで看護師がやるところに領域拡大という話ですので、単独での提案はどうかと思っています。

実際にいくつかのポイントがあって、1つは現場の声をもう少し拾いたいというふうに思います。私もいくつかは聞いていますけれども、もう少しきちんと聞く必要があるだろうということを思います。

それから、どうしても看護協会の理解とご協力ができないことですので、その点は前回の話ではご理解を十分にいただいております。そういう意味では4月には無理かというふうに思っています。

先程もいいました過疎地においてそういう実態があって何か市町村とも話があるという動きも、今のところはまだ聞いていないので、もうちょっと調査したいなと思っています。

○ 井上会長

ありがとうございました。

今の五十嵐委員の説明も含めまして事務局からの説明、ご意見、ご質問がございましたらお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○ 五十嵐委員

学校の指定についてですけれども、特区としては、わざわざ文部大臣のところまで指定をもらいに行かなくても都道府県でできるものは都道府県でしていこうという発想とほぼ同じだと思います。

ただ、今、こういう学校に学生がどんどん押し寄せてきて拡充しなければいけないという現状ではなく、これから増えるというような兆しが今のところはないという中で、今あえて特区を出していく意味合いは、今の段階では薄いのかと思います。

その要件を緩和するわけではございませんので、認可を受ける先を北海道で受けられるようにという話だと理解しています。そういう意味では、今4月に向けて作業を進めるといったこともないかなというふうに思いました。

○ 井上会長

ありがとうございます。

今まとめていただいたと思うのですが、よろしいですか。

では、大分類でA地域医療というところは、255の公立病院のオープン化に係る医師標準数の特例ということで、これが整理案というかたちで、時間もありませんけれども緊急にまとめていただければというふうに思います。事務局のほうでよろしく願いいたします。

3時間ということをおっしゃって、ちょうど中間に近いところにきたのですが、30分ぐらいまで休みますか。では休憩とし、30分に再開します。

(休 憩)

○ 井上会長

では、議論を再開したいと思います。

残っているところは、地域振興関係で258番、以降3件ほどあると思います。事務局から説明をお願いいたします。

○ 地域主権局 渡辺参事

それでは先程の資料の 63 ページをご覧ください。

郵便局の役場の支所化ということです。郵便局で役場の支所の業務を行えるようにするという提案でございます。

63 ページにあります図表の 1)、地方公共団体の特定の事業の郵便局における取扱いに関する法律という法律がございます、郵便局で利用可能な、郵便局ができる業務というものがあるという法律で決められているということでございます。

ちょっと見づらいのですけども、証明書交付事務ということで、戸籍の謄本・抄本等、納税証明、以下印鑑登録証明書までの証明書の交付事務というものがあるということです。

その他に郵便局窓口において提供する事務例ということで、バスの回数券とかごみ処理券とか、そういったものの販売。外務職員を活用したサービス例ということで、高齢者等への立寄り・声かけなどがございます。

今回検討の対象としては、郵便局の窓口において提供できる事務の例としてバスの回数券とか高齢者等への立寄り・声かけというような、必ずしも郵便局でなくても広く民間に行き渡ることは可能なのではないかと考えられますので、今回は、この 2 つについては対象から外して、証明書の交付等の事務に関して郵便局でどこまでやれるのかというところを論点としたいと考えてございます。

第 24 回目の委員会でこの案件についてご説明して、その際市町村のニーズというものを把握して、もう一度検討してはどうかということがございました。昨年 11 月に市町村に対するアンケート調査を行ったところでございます。

その結果が 64 ページから 70 ページということです。

67 ページをご覧ください。市町村アンケートの整理表ということでございます。これの 3 番目でございます。

ここに掲げている部分がアンケート調査の結果、市町村が郵便局で取り扱ってほしいと答えたものです。先程の法律には掲げられていない項目ということでございます。追加したい業務ということでは、身分証明書の交付とか固定資産税評価証明書の交付とか課税証明書、軽自動車納税証明書などが市町村から要望があるということでございます。

先程ご説明した法律の中で証明書の交付事務が乙に、限定とされておりますけれども、どういう経過で乙になったのかは定かではございませんけれども、アンケートの結果現に他の事務についても市町村でもやりたいというものがございますので、どの事務を郵便局で取り扱うかということについては、北海道においては道と市町村と郵便局との協議で、国に法律で決められるであるとか、その協議の中で条例などで追加していけるようにという国からの権限移譲という形で提案としてはまとめてあるのかなというふうに考えています。

71 ページです。これは過去、同じ主旨の提案、多治見市というところが構造改革特区という仕組みの中で平成 15 年に提案してございます。

この提案のときにも市の地区事務所で取り扱っている 57 事務を郵便局で取り扱えるようにしてほしいという提案だったのです。

国の回答としては、個別の業務ごとに何を郵便局にやらせたいのかを提案した側においてそれぞれ明示して、その業務ごとに関係省庁との調整、関係者の調整が必要である。なおかつ慎重な、かつ具体的な検討が必要なので構造改革特区としては対応できませんという国の回答があるところでございます。

次に 85 ページです。広域連合でございます。広域連合への地方交付税を交付するという提案の関係でございます。広域連合というのは、構成市町村の負担金によって運営されておりまして、財政基盤が弱いということが課題の 1 つだといわれています。

そういった主旨で広域連合の財政基盤強化といった主旨で、これを提案された方は交付税を交付してはどうかということなのかというふうに考えております。

85 ページですけれども、道内 19 年 7 月 1 日現在、今も数は変わっていないと思えますけれども、道内に今ある広域連合 11 団体の一覧でございます。

広域連合の財政基盤、提案としては 88 ページです。86 ページをめくっていただきますと、あらたな広域行政体制の検討ということで、平成 17 年にニセコ町がプロジェクトチームをつくって提言したものであります。これの中には、今回のテーマと同主旨のことが書かれておりまして、それが 86 ページになります。

(3) 広域自治体とあります。そこに下線の引いてあるところがあります。地方交付税制度の交付対象団体に広域自治体を加えるということで、広域的な自治体を交付税の対象に加えてはどうかという提案を過去にニセコ町がしているということでございます。

先に資料の 95 ページを見ていただきたいのです。これは、地方公務税ということの考え方でございます。これの中段に普通交付税の額の決定という部分がございます、そこに計算式があります。

これを説明させていただきます。普通交付税の額の決定というのは、標準的な財政需要というものであります。基準財政需要額から標準的な財政収入、いわゆる基準財政収入額を引いて、その不足分を地方交付税ということで補填する仕組みになっています。

そういうふうを考えますと交付税という仕組みの中で、今の広域連合には課税権がないということで、ここでいう基準財政収入額というものがありません。そういう状況ですので交付税を計算して算出して入れることができないということです。広域連合に交付税を入れるということは、すなわち広域連合に課税権を与えるということとイコールと考えていいと思います。

広域連合に課税権をとるという提案が、全国的にはいくつかされているということで、92 ページをご覧ください。関西経済連合会が 2003 年に出した提案です。

この中では、新しい市町村の共同体制度、ここには郡と呼ぶと書いてありますけれども、つくって、この共同体には課税権というものを持たせるのだということが提案されています。この考え方によって、93 ページにありますけれども、昨年 7 月に設置の基本合意が出

ました。関西広域連合という中で、将来的には課税権というものを広域連合で持っていくのだということがいわれているところがございます。

さらに 94 ページです。これは、全国市町村会でも市町村連合というものについて平成 15 年に提言を行っていきまして、この中で 94 ページの 4 番目の財政というところの 2 つ目ですけれども、一定の課税権を市町村連合には認めるということが書かれているということでございます。

このように広域連合に地方交付税を与える、課税権を与えるといったことが各地域で提案されているということでございます。

課題といたしましては、現在住民と広域連合の間にそれぞれの構成市町村がございますけれども、現在全国に存在する広域連合の中で広域連合の長と議会議員を住民が直接選挙で選出しているという例はなくて、構成市町村の議員とか首長さんが自動的に広域連合の役員になっていらっしゃるところが全てでございます。

そういった意味で代表なければ課税なしという考えでいけば、直接住民が選んでいない、自分が代表を選んでいないところに課税権を持たせるべきかどうかということが 1 つの論点になる部分ということです。

一番問題なのは、広域連合が課税権を持つということは、一方で課税権を失う市町村がある。あるいは税収がなくなる市町村があるということございまして、これの提案を検討するにあたっては、当然ですけれども市町村との十分な議論、同意ということが必要なのかなというふうに考えております。

次に地方独立行政法人の 103 ページでございます。

これは、もともとの提案は、道の社会資本関係業務を地方独立行政化し一般会計から切り離して運営できるようにするという提案でございました。第 24 回の本委員会で社会資本関係業務の独立行政法人化というのは、様々な課題があつてなかなか難しいということで、社会資本業務以外で独立行政法人という観点で提案を検討できないかというお話をいただいたものでございます。

103 ページにありますけれども、これが現在の法律なのですが、地方独立行政法人というのは地方独立行政法人法というもので定められておりまして、この 21 条に業務の範囲というものがあります。この中で試験研究、大学又は高等専門学校、水道事業、軌道事業、社会福祉事業のほか政令で定めるものということが定められています。

政令で定められているものとしては、介護保険法に規定する老人保健施設・会議場・展示場、見本市場施設などと限定されているということでございます。

一方、左側の独立行政法人通則法ということで国の独立行政法人の規定です。これの法律の 27 条に各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定めるということで、国は法律をつくることができますので、それぞれ個別法をつかって独立行政法人をつかっていくということになっています。

これに基づいて 104 ページになりますけれども、101 の独立行政法人があります。地方

独立行政法人、地方には認められていないものとして博物館とか美術館などが国では独立行政法人化されているということになっています。

ただ国においては、105 ページにつけていますけれども、整理合理化を進めようということで独立行政法人の整理合理化を検討して進めようとしているということで資料を付けさせていただいております。

108 ページになります。全国知事会から第二期地方分権改革の提言ということで、一昨年7月に出した案でございます。この中で公の施設の管理という項目があります。独立行政法人に関して提言をしてございまして、博物館などが公の施設、ここに具体的な支障の内容とありますけれども、しかし、現在地方独立行政法人法施行令に限定列挙されている対象施設の中に博物館は該当せず、地方の判断による選択を不可能にしているという支障があるということです。

その改善方法として、下にありますけれども、地方団体の条例によって対象施設を規定するなどの改善方法があるのではないかと提言をしているところでございます。

ちなみに現在道の独立行政法人に対する検討に関してなのですけれども、仮に条例で定められるようにということで提案した場合においては、今のところ道においては具体的にこの業務を、法律に定められていないこの業務を独立行政法人化したいというのは、今のところないということでございます。

今教育庁のほうでは美術館がございまして、指定管理者という仕組みの中で検討したいということでございます。

ただちに独立行政法人化を検討する施設、ものはないというのが現状でございます。

以上3点を説明させていただきました。

○ 井上会長

ありがとうございました。

地域振興関係ということで今説明がありました。3点説明がございました。

これらの点につきまして、次回の委員会に向けて整理案という形で、もう日程もありませんので、まとめていただくという候補、選択というものをしたいと思います。

先生方のご意見はいかがでしょうか。

3点ということで論点の整理の仕方が比較的やさしいかもしれないと思うのは、最後に説明があった部分というのは、いかがですか。

108 ページの全国知事会の支障事例の調査 調査票というところで、これを出したところはなんらかの支障があるという形であげたのだらうと察せられます。しかし、現行においては外部委託や指定管理者制度云々というような形で機能している部分もあるということです。

そして道の中では、別の組織と申しますか、民間等になるのですが、道の組織の在り方等々についての検討がなされているというようなこともあります。

したがって、さらに説明のあった部分でいえば、緊急性は必ずしもないということでありましたので、今回でいえばとりあえず第4回答申に盛り込まない対応でいかがでしょうか。

それも踏まえて、それに対してそうではないという意見も踏まえて、先生方から意見をいただければと思います。

続けていえば、258の郵便局の役場の支所化は、タイトルが変わるのですかね。〈郵便局への役場業務の委託可能範囲拡大〉と括弧書きになっています。

○ 地域主権局 渡辺参事

郵便局の役場の支所化というと非常に単刀直入ということで、役場の出先機関にするというふうに、タイトル上は誤解されるということがあるのではないかとということで、提案の中身としては業務を委託するという範囲を拡大するという中身、より正しいものということです。

○ 井上会長

ただ、このところで説明があった部分でいえば、その細部についてはこれから郵便局と詰めていくという書き方になっていませんでしたか。

○ 地域主権局 渡辺参事

現在は、法律でこの業務というふうに決められているのですけれども、北海道においては道と町村と郵便局とで協議して委託業務を決めていけられるように法律の制約を取っ払う。

今郵便局と道でいくら協議しても、新たな業務を増やすことはできませんから。

○ 井上会長

今のは67ページに書かれている部分だと思うのですけれども、それで主旨というのは、役場業務のどのようなものを郵便局に委託するのかという個別の項目書きというのは何も提案の中には出てこないのですか。

○ 地域主権局 渡辺参事

それが67ページになります。具体にはこういうところがあるのですけれども、今後もしろいろな物が出てくる可能性がありまして、この業務をやらせてほしいという個別的なことではなくて、個々いろいろな物が出てきた場合も、道においては市町村と郵便局とで話をして、新たなものを入れていけるようにしておこうという主旨です。

○ 井上会長

具体的な案件というか業務というのは答申の中に、仮に答申に盛り込むとして。

○ 地域主権局 渡辺参事

外書きになると思います。

○ 地域主権局 川城局長

6業務以外のものを北海道で横出しということ

○ 地域主権局 出光局次長

実際 67 ページの 3 のところは、市町村にアンケート調査をして、やれたらいいというお答えをいただいているものですから、少なくともこれについては市町村のご要望に応えられるようにしていきたいと思っています。

○ 井上会長

こういう具体的な部分がある程度見えれば議論としてはありがたいのかなと思います。

○ 福士委員

独立行政法人については、特定の社会資源、各業務を独立行政法人にということですが、独立行政法人をつくったのは還付金付きの本体の業務とは別にして、特殊法人とかで、本体ではなくて独立の自治体をつくって国の仕事をやってもらうということです。公の施設として、先程の博物館とか、そういうものを独立行政法人という形にして整理したわけなのです。

ただ本来の部分を独立行政法人にするというのは、ちょっと主旨が、社会資本関係については本当に行政の、本体の仕事かなという感じがあります。

もう 1 つは、先程の全国知事会のほうでは、国の博物館とか呼び捨てと呼ばれるものも独立行政法人にしていくことはできない。これが非常に不都合であるということです。先程の説明だと北海道では特に今までの指定管理者制度とかで十分対応できているということであればいい。今回の提案ということでもなくてもいいのかなという感じはします。

それと郵便局のほうは、具体的に法律でも限定列挙になっていて、市町村のアンケートでは、先程のものがある。ただ一気にできる部分とできない部分があると思いますので、条例で必要な部分を定めることができるといった形にしておくということでもいいのかなと思います。

○ 井上会長

そういう方向で提案されているということです。

その他、いかがでしょうか。広域連合の地方交付税交付。

福士先生がご意見をお持ちだと思います。

○ 福士委員

今ではなくて課税権を持たせたほうがいいのではないかというふうにおっしゃる方も多いのです。

先程事務局からの説明にあったように、今まで通りかなり大きく関係している話なので、もっとどういうふうに影響があるのかといったようなこと。それと北海道では、そういうものの必要性があるのかといったことをもう少し調査とか議論をしてから提案という形にしたらいいのではないのでしょうか。

継続的に審議していただければと思います。

○ 山本委員

介護保険絡みですけれども、たとえば、これも奈井江町にも関わりますが、空知中部連合なども介護保険料の徴収はそれぞれの市町村でやっていて、その徴収されたものを連合が引き受けて、そこで事務をやるということはいささか不便だという声を聞いたことがあります。

それは連合もそういう形で選挙ではなくて任命されていますから徴収権はないとは思っています。そういうこと具体例でもあれば、その形が変えられるのかとか、1市5町が一緒になったときに別の連合組織が考えられるのかとか、具体的にあるといいかなと思います。

○ 福士委員

この広域連合は、最近ニセコ町から提案が出ているようです。合併問題との関係で、合併するという選択もあるのですけれども、広域連合をつくって課税権を持つ形にしてかなり負担をなくす。独立の自治体みたいな形でやっていくと、市町村としても非常にいいというふうに考えています。

合併の関係でも合理的な制度ということもありますので検討していただければと思います。

○ 井上会長

これは、私が当初考えていたよりもかなり重いテーマだと思うのです。

関西経済連合会とか関西分権改革推進委員会とか、あるいは全国町村会のペーパーが今日提出されているということばかりではなくて、結局この広域連合への地方交付税交付と

いうものがどこからどこの誰からこの委員会に提案があったのかわからないけれども、しかしそれなりのニーズなりそれなりの見識を持った人が提案してこられているのではないかと思う。

その提案の行き着くところは、課税権がないというところから、しつこく言うけれどもここで我われは棄却はしないけれども、本棚にスッと入れるということではなくて、たぶん五十嵐先生、福士先生が言われているように、もう少し慎重に検討していく必要があるのかもしれない。

これは関西経済連合会あたりのところも含めて、要するに課税権を持つことと謳っているわけで、課税権そのものを持ってしまえば、なんらかの形で持ってしまえば、要するに広域連合に地方交付税を交付するというところの一步を退けているロジックは全部消えてしまう形になるのかもしれない。

そこは、それだけ重いから第4回目には、あと2週間、3週間でまとめて持ってこいというわけにはいかないと思うので、これは本棚のところでも一番手に近いところに置いておくということにしておく。

これは道の中でもいろいろなところが関係するのだと思うのです。

○ 地域主権局 川城局長

交付税の話というよりは、新しい自治体をつくるか、つくらないかという話なのです。

○ 井上会長

その組織なりを運営していくためには予算がないわけですから、少しずつ持ち出していかないと。慎重に。そういうことでよろしいでしょうか。

では地域振興のところは、福士先生のところである程度まとめていただきました意見でまとまっていると思います。263の案件については、一応本棚にということ。262というのは、申しあげましたように本棚の中でも非常に重要な案件として継続審議をするというようなかたち。ただ第4回答申には事柄の重さ、論点の整理の複雑さ等々を考慮すると、そこには盛り込まないということ。

258のところは、これまでも何回か議論してきたところですが、整理案としてまとめる方向でやっていただく。ただ、この題目を変えるということは、郵便局で役場業務の委託可能範囲拡大。

しっくりくるかこないかわかりませんが。

○ 地域主権局 川城局長

役所の声ですね。

○ 井上会長

そういうことで、前の郵便局の役場の支所化よりははるかにいいと思います。郵便局の存在理由がなくなってくる、本当業務を潰すことになる。そういうことでまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、これから次の案件に移っていきたいと思います。

次の案件というのは、若干先に進んでいる部分ですが、整理案の検討ということで、資料1で◎になっているものです。地域振興で2重3重行政の解消、国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示。ここには2回しか○がついていませんが、これまで何回もいろいろな形で議論してきたところに関わっています。空港の問題、その他も含めてありましたので、ここは一步進んで整理案をまとめる。

これまで議論してきた中で、一番下になりますが、福祉関係のところでは社会保障関係法の条例化、条例による法令の上書きというところ。

この2点について事務局から説明をいただきたいと思います。

○ 地域主権局 渡辺参事

資料3の（整理案1）からご説明いたします。

前々回の時に北海道知事に整理案ということでご了承いただいた整理案ということです。

まず、現状の部分でございますけれども、去年は地方分権推進委員会の第2次勧告で道の出先機関の統廃合ということが打ち出されております。これ自体は、道が平成16年に提案した「二段階統合論」というものと方向が一致しているということです。

ただ道の「二段階統合論」と、単に国の出先機関同士が合体するというだけではなくて、それと同時に平行に道への国からの権限移譲を進めるということでございまして、そういうことが必要だということを検討しております。

課題になりますが、3ページ以降に具体的こととして、道から市町村への権限移譲を進めさせていただいておりますけれども、道から市町村への権限移譲については、道は市町村に対して権限移譲に伴う財源も含めて、なるべく取得をお示しして、それを見て市町村に権限を受けるかどうか判断をさせていただきたいと考えております。

しかしながら問題なのは国のほうでございまして、国の出先機関の予算と人員体制については、現状においては情報開示されていないということです。これがわからないと道としても権限移譲を提案するに当たっても、それを現実に労力が係っている仕事なのかどうかということがわからないということがございまして、そういうふうになっているのであれば現在の道州制特区ではそういった検証ができないまま権限移譲を推し進めることはできない。それが課題になっているということです。

目指すがたとありますけれども、国の出先機関に関する予算・人員等の情報開示です。矢印の先にある四角の中身が目指すがたになります。道は、市町村への権限移譲の際に

やっていることと同じことをする。国が道に対してやってもらいたいということでございます。

1 ページ下の段になりますけれども、道州制特区推進法に基づく国からの権限移譲について国が道に対して事前に情報開示を行うことを道州制特区基本方針の中に明記することで国の情報開示を保障するというものです。

2 ページになりますけれども、新旧対照表でございます。現状がありますけれども、現状は、国の情報開示に関する情報を開示するというところでございまして、それが権限移譲等後ということで道の求めに応じて国が予算・人員体制に関して情報を事前に開示しなければならないという旨の条項を道州制特区基本方針のほうに追加してございます。そういう提案をして委員会で検討していただきたいと考えております。

次に整理案2、条例による法令の上書き権というものです。これは提案番号 268、社会保障関係法の条例化ということに関連して、福士先生のほうから上書き権というものもあるので、そういった社会保障関係の基準を変えていくということの議論ではなくて、上書き権という形で検討してはどうかという提案をいただきまして、先生にもご指導いただきながら資料をまとめました。

今回その整理案という形で提案させていただいております。

現状のところでございます。道州制のもとで立法面での権限移譲を国から受けて、地域の実情に即した施策を条例に基づいて進めることが必要であると考えてございます。

しかしながら現状においては、自治体の事務についても国が法令で細かく規定しており、自治体は法律に違反しない限りにおいてしか条例を制定できないということで、独自の定めをする余地は限定されるということになっております。

課題になりますけれども、条例は法令に違反しない限りにおいて制定することができるということで、そこは極めて具体的に地方自治法と繋がる部分ですので、基本原則は整合性をとりつつ、自治体の事務についての条例制定範囲を拡大するための立法措置が必要であるということです。

個別には法令を個々に改正していったって、個別の法令の中で条例制定範囲の拡大を図るといった方法は、これまでの特区の提案に即し分権改革の勧告の中でも取り上げられてきております。一般則そのものを法制化するという方向で条例による法令の上書き可能とする手法は、道州制に向けたモデルとして非常に有益な取り組みになるのではないかと考えております。

目指すがたでございます。条例による法令の上書きを可能にする根拠規定の法制化というものです。目指すがたの右側に3つの四角があります。

まず、地方自治法第2条第2項の事務が上書きの対象であるということです。地域の特性に応じて当該法令を施行するために上書きをするものであるということ。個別の法律において上書きを禁じる規定が置かれている場合には上書きできない。

この3つのことを地方自治法の中に根拠規定として規定するという提案を国にあげると

いう形でまとめております。

2 ページにあります新旧対照表です。現状は、上書きの権利というものを使われたことはありません。

これを地方自治法の14条2項のあたりに上書き権を設けることとして、具体的な条文として考えていかなければいけないわけですが、地方公共団体が第2条第2項の事務について定まる法令の規定に関して、地域の特性に応じて当該法令を施行するため、条例で、当該法令の規定の全部又は一部を適用せず、又は必要な制限を附加し、補完し、若しくは緩和し、若しくはこれらの規定に代えて適用すべき事項を定めることができる。ただし法律において特に定める場合は、この限りでないという旨の規定を追加するというところでございます。

以上でございます。

○ 井上会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から2件の整理案を説明していただきました。

この2件について、あるいは整理案の整理の中身、仕方、形式等々を含めてご意見等々をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○ 福士委員

上書き権というのはわかりにくいところがあると思いますので一応説明いたします。

その他の基準の中でかなり開発許可とか処分場を許可するときに基準というものが法律でかなり細かく定められているのです。あるいは足りない基準があったりするので。たとえば北海道で問題になりましたけれども、以前は廃棄物処理施設を附加するときに生活環境を配慮するということはできなかったのです。

そういうものを入りたいという部分が地域の主張としてあって、そういうことを還元するのがこの条例による法令の上書きということなのです。

ただそのやり方も大きく分けると2つありまして、ひとつは法律の中に個々に、たとえば廃棄物処理法の15条2項に関しては上書きできますよというように一つひとつ法律の中に入れていくということです。それを今国でやっているのです。それで提案したのです。

もうひとつは、そうではなくて一般的に地方自治法の中に自治体という地方の自治が必要があれば、これは上書きできますよということを変えていく。

今やっている問題点というのは2つあるのですけれども、ひとつは今地方自治体でやっている事務は自治事務と法定受託事務というものがあるのですけれども、自治事務にだけそういう作業があるのです。法定受託事務は除いています。

それと、限られた時間内でやりますので、全部果たして正確にチェックできているかどうかという問題がある。逆にそういう定めがあると漏れがあったとしても、これとこれと

これはできますよというふうに書いているわけですから、なくはできないというふうになります。そういうものを一般的に書いておくと、それ以外での主張があればできるということになります。

そういうような内容です。そうする事務が実際になされているということです。その一番広いものを、北海道としてやるということになると思います。

○ 井上会長

上書き権もあります。横出しということもありますよね。

○ 福士委員

横出しもできるし上乗せもできるということです。

かなり広く実情に応じて合理性があれば基準を変えることができるということです。

○ 井上会長

いかがでしょうか。

○ 五十嵐委員

これは、例としてどのくらいあるのでしょうか。

○ 福士委員

この前配布していただいた中にそれが載っていたのです。これとこれとというものが載っていました。

ただ自治事務だけなので法定受託事務はないのです。ちなみに、先程の処分場の許可というのは法定受託事務になっていますので、国ではそういう検討をして、これに上書きできるようにするかどうかということです。

○ 五十嵐委員

今回は両方ともということですよ。

○ 福士委員

ここでは両方とも、自治事務であれ、法定受託事務であれ、自治体の事務についてはできるようにしておくということです。

それは地域の特性に応じてということで、なんでもできるということではなくて、その地域で必要性和合理性が必要になってくるということです。

○ 山本委員

その地域実情に応じてというときの判断の主体はどこになるのですか。

○ 福士委員

それは北海道ということになります。北海道、あるいは自治体ですので道と市町村ということになります。

○ 山本委員

当然、言いたいからそういうふうにする者が主体的に判断すると、基本的には緩くなるのではないかという気がするのです。その辺を客観的に判断するところはどこですか。

○ 福士委員

それは自治ということ、その自治体の責任になると思います。

○ 五十嵐委員

その時に道と市町村の意見が違うような時はどこで調整するのでしょうか。廃棄処分場とか、他の例はわかりませんが、どちらかが基準を変えたいとあって、どちらかが今の基準でいくということになると。

○ 福士委員

それで、どういう事柄に関して上書きができるかという、自分の持っている事務ですから、自分の持っている事務に関して上書きできるということです。市町村は市町村で自分の持っているところの事務について上書きできるということになるので、基本的にはバッティングは生じないことになります。

それぞれについて条例ができるということはありませんけれども、それはまた別の話かと思えます。

○ 五十嵐委員

市町村にどんどん権限移譲していくということと、かぶっているような気がするのですけれども。

○ 福士委員

条例というのは、自分のところの事務でないとできないのです。そうすると北海道が特例条例の中で移す、市町村に自治事務を移すとなると、北海道はそれに関して条例は制定できないということになります。

その移された事務について移されたほうの市町村で上書きが可能になるということです。

○ 井上会長

よろしいでしょうか。

では、この2本についてはかなり原案に沿った議論が行われましたけれども、改めて資料や論点の整理を行って、次回の委員会では答申案の形で検討できるように準備していたらというふうに思います。

いずれにしてもこれはかなり国にとっては・・・。

○ 山本委員

刺激的ですよ。

○ 井上会長

これはこれまでここで議論してきて、両方の案件ともこれまで議論してきていて、なかなか思っている特区提案が前に進まなかった理由になっていますので、こういうものを出してぶつかっていくほかないわけです。

これがうまくいけば空港の権限移譲、資料がない、資料がないというふうに言われてきて、結局何回も門前払いをくったような、のれんに腕押しという形だったので、こういうものが出てくれば我われとしてももう少し緻密な議論ができるのだらうと思います。

では、これは事務局でよろしく願いいたします。

今日用意していた案件、本棚に戻したものの、そこにも若干優劣をつけたものが、重さをつけたものがありました。これから整理案があがるものは、今のように答申案という形でもっていくということで事務局にもご迷惑をおかけしますがよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、次回の委員会について事務局から説明をいただきたいと思います。

○ 地域主権局 渡辺参事

ご苦労様でした。

第2回の答申の決定まで、今年度中にあと何回できるかということも考えさせていただきます。たぶん次の機会を終了するという事は甚だ難しいのかなというふうに考えてございます。大変申し訳ないのですが、3月にあと2回開かせていただきたいと考えてございます。

事前にメールで確認させていただいたところでは、3月17日と3月30日の2日しか定足数に達する日がないという現状でございます。

大変申し訳ございませんが17日と30日、30日は福士先生のご都合が悪いというふうに伺っておりますけれども、なんとか2日間やらせていただきたいと考えております。大変恐縮ですがよろしく願いいたします。

○ 井上会長

これにて閉会いたします。

(会議終了)